
「家庭裁判所の役割～憲法週間に寄せて～」

東京家庭裁判所立川支部長（判事） 谷 口 安 史

日本国憲法は、昭和22年5月3日に施行されましたが、家庭裁判所は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本とする日本国憲法の理念に沿って、家庭に関する問題を解決し、少年の健全な育成を図るための裁判所として、昭和24年1月に設置されました。その後、家庭裁判所は、70年以上の長きにわたり、家庭の問題を扱う身近な裁判所として利用されてきましたが、少子高齢化が進み、家族の在り方も変容を迫られている現在、その重要性はますます高まっています。

家庭裁判所が取り扱う事件は、大きく分けて、家庭の問題から生ずる紛争を取り扱う家事事件及び人事訴訟事件と、非行を行った少年の処遇を決める少年事件とに分かれます。このうち、家庭の問題から生ずる紛争については、訴訟や審判といった手続もありますが、家庭裁判所に特徴的な手続として、話し合いによって紛争を解決する家事調停手続があります。これは、夫婦間や親子間、あるいは相続人間等における紛争を、社会経験の豊かな一般の国民から選ばれた調停委員と裁判官（又は家事調停官）から成る調停委員会のあるせんにより、話し合いで解決する手続で、訴訟と異なり、手続が公開されることもなく、費用も訴訟に比べて安く済むという特徴があり、何と云っても、関係者が納得づくで円満に紛争を解決できるというメリットがあります。なお、家庭裁判所では、どのような手続を利用すれば良いのか分からない方のために、家事手続案内も行っています。

少年事件は、未成年者（現在は18歳未満の者を指しますが、家庭裁判所では20歳未満の者を扱います。）が非行を行ってしまったときに、その更生を図り、健全な成長を促すための処遇を決める手続です。未成年者は、いまだ成長途上にあり、可塑性に富むことから、刑罰を

科すのではなく、種々の教育的処遇を行うことにより、その健全な成長を促そうというのが、その目的です。

また、家庭裁判所には、行動科学の専門家である家庭裁判所調査官が配置されており、家事事件や少年事件等において、種々の調査を行ったり、人間関係の調整を行ったりする重要な役割を果たしています。これも、家庭裁判所の特色といえるでしょう。

このように、家庭裁判所は、他の裁判所にはない特色を有し、家庭や親族間において生ずる様々な問題を解決するための身近な裁判所としての役割を担っています。これからも、国民の皆さんにとって利用しやすい裁判所となるよう、努力を重ねていきたいと思えます。